

**令和8年度【建築局】臨時的任用職員**  
**(郊外住宅地再生に係る業務)**  
**募集案内**

臨時的任用職員とは、一般職常勤職員の出産休暇などにより欠員が生じ、代替職員が必要な場合に任用する臨時の職員で、一般職常勤職員と同様の業務に従事します。

1 職務内容：(1) 郊外住宅地再生に係る業務全般

- ・ 電話対応補助
- ・ 書類作成事務補助（打合せ議事録等）
- ・ パソコン作業（会議等の資料作成等）
- ・ 庶務業務（電子メールチェック・送付・返信等、書類整理等）
- ・ 関係事業者等との連絡調整及び協議・折衝に関する業務
- ・ 上記業務に付随する各種資料作成業務 等

(2) その他、所属長が必要と認める業務

(※大規模災害発生時における災害対応業務を含みます。)

2 応募資格：(1) 電話対応を行うことができること

(2) パソコンでの基本操作（システム入力、検索、ワード・エクセル・パワーポイント・PDF等での作業等）ができること

(3) 地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと

3 募集人数：1名

4 勤務条件および報酬等（一般職常勤職員と原則として同様）

任用期間：令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

※欠員事由の延長・消滅により変更になる場合があります。

勤務時間：8時30分から17時15分まで（途中休憩1時間）

勤務日：週5日勤務（土日祝祭日を除く）

勤務場所：横浜市役所 24階 建築局 住宅再生課

給与：給与月額目安 大学卒 267,844円

※給与月額には地域手当を含みます。卒業後に職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて加算される場合があります。

※その他状況に応じて期末・勤勉手当、通勤手当等が支給されます。

休暇：年次休暇、夏季休暇、病気休暇、結婚休暇、介護休暇等

※年次休暇、病気休暇、介護休暇については、一般職常勤職員と扱いが異なります。

任用されるまでに条例改正等が行われた場合は、その定めるところによります。

また、採用職種は建築職となります。

5 応募方法・書類提出期限等

応募方法：郵送または持参にてお申込みください

応募期限：令和8年6月12日（金）必着（持参の場合は同日 17 時 00 分まで）

応募書類：選考申込書、履歴書（全2枚）

※様式はホームページよりダウンロード、または住宅再生課の窓口でも配布

[https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/sonota-boshu/rinji/kenchiku/R8\\_saisei.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/sonota-boshu/rinji/kenchiku/R8_saisei.html)

提出先：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎 24階

横浜市 建築局 住宅再生課 採用担当 宛

※提出いただいた書類は採用の有無を問わず返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 選考日程：（1）一次選考 書類選考

（2）二次選考 面接

・面接日：令和8年6月23日（火）または 24 日（水）のいずれか（予定）

・会場：横浜市役所内会議室（横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10）

※詳細な日時・会場場所は書類選考（1 次）結果の通知日までにお知らせします。

7 最終選考結果の通知時期：令和8年6月29日（月）までに選考結果通知を発送（予定）

（必要に応じ、電話・メール等で連絡することがあります）

8 雇入時健康診断：必要に応じ、雇入れ時に健康診断を受診していただくことがあります。

9 問合せ先：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎 24階

横浜市 建築局 住宅再生課

電話：045（671）2954

担当：立川（タチカワ）、植竹（ウエタケ）